

# 山梨県地域保健医療計画(草案)の概要

## 計画の骨子

- 医療法に基づき、健康づくりから疾病の予防、治療、さらによりハビリテーションまで一貫した包括的な保健医療体制の整備充実を図るため、「地域保健医療計画」を策定。
- 現行の医療計画(H20～24)が本年度で終了することから、次期「地域保健医療計画」(H25～29)を策定する。

- 本県の実情に合わせた「医療機関の機能分担と連携」による医療提供体制の構築

### 一次医療、二次医療、三次医療の連携

- (1) 医療機関の機能分担 ①一次医療 ②二次医療 ③三次医療

診療所などの身近な医療機関(かかりつけ医)が担う初期診療  
病院が担う一般的な入院医療や比較的専門性の高い外来医療  
病院が担う特殊で高度かつ専門的な診断及び治療

### 三次医療機能の充実

県立中央病院や山梨大学医学部附属病院などにおいて、がん、救急、周産期等の分野で先進的な医療技術を提供

- (2) 医療圈 日常生活における保健医療から特殊で高度・専門的な医療に至る、それぞれの機能に対応した単位地域として、一次医療圏(市町村)、二次医療圏(県内4圏域)、三次医療圏(全県)を設定

- (3) 基準病床数 病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的に、病床整備の基準として、療養病床及び一般病床は二次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床は山梨県全域でそれぞれ設定

病床種別	区分	基準病床数① (H24.3.31)	既存病床数② (H24.3.31)	差引②-①
一般病床	二次医療圏 中	3,576	4,720	1,144
	東	1,468	2,099	631
	南	326	555	229
富士・東部	774	1,158	384	
	全県	6,144	8,532	2,388
精神病床		2,345	2,468	123
感染症病床	三次医療圏	20	28	8
結核病床	県全域	20	50	30

※ 人口、病床利用率などの基礎データを基に全国一律の算定式により積算される。  
なお、既存病床数が基準病床数を上回っている場合でも、直ちに許可病床の削減を求めるものではない。

- 次期計画では、4疾病・5事業に精神疾患及び在宅医療を加え、「5疾病・5事業及び在宅医療」としている。

- 【5疾病】 ①がん ②脳卒中 ③急性心筋梗塞 ④糖尿病 ⑤精神疾患  
 【5事業】 ①救急医療 ②災害時における医療 ③へき地の医療 ④周産期医療  
 【その他】 在宅医療

- 数値目標(23分野67項目)を設定し、PDCAサイクルにより毎年評価を行う。

- 安全で質の高い効果的な医療連携体制を確保するため、「医療従事者の確保」を推進  
 ①医師 ②歯科医師 ③薬剤師 ④看護職員(保健師、助産師、看護師・准看護師) 等  
 県民の自主的な健康づくりなどに資する「保健・医療・福祉の総合的な取り組み」を推進  
 ①健康づくり ②高齢者保健福祉 ③障害者保健福祉 ④母子保健福祉 等

- 計画の期間 平成25年度～平成29年度(5か年間)

章	節	現状と課題	区域の設定	施策の展開		数値目標	累計画(事業)を受けて 県東地域としての取り組みの 方向性(案)
				項目	現状		
3 人材の確保 と資質の向上	1 医師	○ 臨床研修医が都市部に集中する等医師不足は深刻化(本県は中北医療圏へ集中) ○ 初期臨床研修医のマッチングではマッチ者数が低い状況 ○ 地域偏在や産科医、救急勤務医などの過酷な勤務状況	○ 島内の5つの臨床研修病院等と連携し、医学学生の県内定着に向けた取り組みを推進 ○ 医師のキャリア形成支援と一貫的に地域の医師確保を支援する仕組みを創設 ○ 産科医、救急勤務医等の処遇改善に向けた取り組みを支援	医師数	1,887人(H22)	2,130人	地域の看護関係者が実施する研修会、就職説明会を支援
	2 歯科医師	○ がん、脳卒中医療と歯科医療との連携を支援 ○ 在宅医療のニーズの増加に伴い、対応可能な薬剤師の確保が必要	○ がん、脳卒中医療と歯科医療との連携を支援 ○ 実務研修や自主研修等の実施を促進	現食指導が可能な歯科医師数	35人(H24)	40人	
	3 薬剤師	○ 看護職員数は増加している一方、需要を満たし難い状況 ○ 看護に対するニーズに応えられる質の高い看護師の養成が必要	○ 看護資金の貸与や潜在看護師等に対しする臨床実務研修の確保に向けた支援	就業看護職員数	804.7人(H22)	634.2人	
	4 看護職員	○ 介護ニーズは増大しているが、介護従事者の不足が続いている。	○ 介護サービス従事者の人材確保・活用を推進	養成所等卒業生県内就業率	69.9%(H22)	74.8%	
	5 介護サービス事業者	○ かかりつけ医の意義について必ずしも充分に啓発が進んでいない状況 ○ 処方せんの受取率(医薬分業率)は69.2%であり、全国平均64.6%より高くなっている。	○ かかりつけ医を持つことの意義について県民に啓発するとともに診療所情報等の提供 ○ 医薬分業への理解を深め、在宅医療の推進に際し薬剤師の有効活用を積極的に働きかけることを支援	かかりつけ医の定着率	58.7%(H24)	65.0%	
	6 医療・保健	1 健康づくり 2 高齢者保健福祉 3 障害者保健福祉 4 母子保健福祉 5 疾病・事業	○ 一次予防に重点をおいた健康づくりの施策を強化 ○ 生活習慣病の予防を重点化する必要 ○ 高齢化率の上昇に伴い、要介護(支援)認定者、障害者のライフステージに応じた二重した相談支援体制の充実が必要 ○ ハイリスク妊娠の早期抽出等を目的とした妊娠健診 ○ 育児ストレスによる虐待が年々増加 ○ がんの予防には生活習慣の改善や関連ウイルスの感染予防、早期治療等が重要 ○ がん検診の受診率は各部位ともに低いことから、受診率の向上が課題 ○ 医療従事者間の連携を重視したチーム医療による質の高いがん治療の提供が必要 ○ 新たな治療法の開発等を図るために、患者の遺伝子情報を解析する必要 ○ 症症の予防には生活習慣の改善や基礎疾患の適切な治療が必要	○ 在宅医療の在実に向けた訪問看護師の養成や認定看護師の確保に向けた支援 ○ 看護支援事業門員協会県支部が実施する研修会を支援	○ 島内介護支援事業門員協会県支部が実施する研修会を支援	○ 山梨県介護支援事業門員協会県支部が実施する研修会を支援	実施主体である市の取り組みに協力、支援
4 地域医療提供 体制の整備	2 医療機関の機能 分担と連携	○ 保健・医療・福祉の総合的な取り組み	○ 生活習慣病等の予防等により健康長寿の延伸を推進 ○ ソーシャルキャビタルに基づく自治会等による共助活動を推進 ○ 医療、介護などを包括的、継続的に受けられる地域包括ケアシステムの構築 ○ 保健、医療、福祉、労働、教育など様々な分野が連携した ○ 妊娠中に必要な14回の妊娠健康診査に対する公費助成 ○ 産童虐待防止を図るため、養育支援訪問事業の実施を促進 ○ 妊娠11週以降での妊娠届出率 ○ 1歳6ヶ月児健診受診率 ○ 年齢調整死亡率(5歳未満) ○ がん検診(胃がん)の受診率 ○ がん検診(子宫がん)の受診率 ○ 手術療法、放射線療法、化学療法のチーム体制による医療を推進 ○ 県立中央病院のゲノム解析センターで遺伝子研究を行い、将来的ながん治療に活用 ○ 特定健診や保健指導を通じて、要医療者・要精密検査者急性期、回復期、維持期の治療を担う関係機関による協議の場を設置	○ 健康寿命の延伸(男性) ○ 健康寿命の延伸(女性) ○ 平均寿命の増加分を上回る増加	71.20(H22)	74.47(H22)	
	1 がん 医療の連携体制	○ がんの予防には生活習慣の改善や関連ウイルスの感染予防、早期治療等が重要 ○ がん検診の受診率は各部位ともに低いことから、受診率の向上が課題 ○ 医療従事者間の連携を重視したチーム医療による質の高いがん治療の提供が必要 ○ 新たな治療法の開発等を図るために、患者の遺伝子情報を解析する必要 ○ 症症の予防には生活習慣の改善や基礎疾患の適切な治療が必要	○ 島内全域を1区域 ○ 実施期間により連携体制が未構築	○ 地域連携クリティカルパスの未実施等による協議の場を設置	78件(H23)	84件	○ 地域職域保健連携推進協議会などを通じて、要医療者・要精密検査者急性期、回復期、維持期の治療を担う関係機関による協議の場を設置
2 脳卒中	1	○ がん、脳卒中医療と歯科医療との連携を支援 ○ 実施期間により連携体制が未構築	○ がん、脳卒中医療と歯科医療との連携を支援 ○ 地域連携クリティカルパスの未実施等による協議の場を設置	439人(H23)	475人	50%(当面は40%)	
	2						

## 主要分野の記載事項(抜粋)と岐東地域としての取り組みの方向性について

5 病院・事業 ごとの保健 体制	3 急性心筋梗塞	○ 登症の予防には生活習慣の改善や基礎疾患の適切な治療が必要 ○ 急性心筋梗塞を疑うような病状が出現した際、速やかな救急要請が必要	県内全域を1区域	○ 高血圧、高脂血症、喫煙、糖尿病などに関する正しい知識の普及・啓発を推進
				○ 適切な医療機関へ迅速に搬送される体制の更なる充実
4 糖尿病	5 精神疾患	○ 予防には生活習慣の改善や禁煙・ドローム等に着目した健診・保健指導が重要 ○ ICTを利用して検査データ等を管理するシステムの活用が進展	県内全域を1区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ ICTを利用したシステムについて、国の方針性を注視しながら普及促進
6 小児救急	7 周産期医療	○ 相談機関への相談や精神科への受診に対して様々な要因により早期受診が困難 ○ 地域で自立した社会生活等を営むため、医療機関や地域の支援体制が必要 ○ 精神科救急の限定期間や身体疾患の合併患者に対する非受入が課題 ○ 県民の自殺者数が、10年以上にわたり毎年200人を超えた状況で推移 ○ 本県は高齢化が全国より進んでいるため、認知症対策が急務	県内全域を1区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
8 救急医療	9 災害医療	○ 医療圈別の小児科医師では中北医療圏が多い ○ 状況 ○ ヨンピー受診の増加に伴う小児科医の疲弊	小児救急医療の推進体制と同様に、国中地域及び富士・東部地域の2区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
11 在宅医療	12 在宅介護	○ 固産期死亡率は全国より高い状況 ○ 分娩取扱い施設が中北医療圏に集中	小児救急医療の推進体制と同様に、国中地域及び富士・東部地域の2区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
13 在宅介護	14 在宅医療・介護連携	○ 不要不急にも係わらず安易に救急車を利用している例が散見されるとの報告 ○ 夜間の在宅当番医制が未実施の医療圏がある等の地域格差を解消する必要	初期及び二次救急医療は二次医療圏ごと、三次救急及び精神科救急医療体制は県全域の1区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
15 在宅介護	16 在宅医療・介護連携	○ 県及び地区医療救護対策本部における医療救援班等の派遣調整機能の強化が必要 ○ 災害拠点病院の新たな指定要性の充足に向けて機機能強化が必要 ○ 医師や看護師を確保し、往診や訪問診療、訪問看護等の体制強化が必要 ○ 入院機関と在宅機関の連携による切れ目のない医療提供体制の確保が必要	災害発生時は県全体1区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
17 在宅介護	18 在宅医療・介護連携	○ 医療資源の整備状況や介護との連携これまでの在宅・医療の取り組みを活かし各保健所(支所)単位の5地域	災害発生時は県全体1区域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
19 在宅介護	20 在宅医療・介護連携	○ 医師、歯科医師等の多職種の協働による疾患、重症度に応じた医療の提供が必要 ○ 24時間対応ができる総合的な緩和ケア体制の構築が必要	医療資源の整備状況や介護との連携これまでの在宅・医療の取り組みを活かし各保健所(支所)単位の5地域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
21 在宅介護	22 在宅医療・介護連携	○ 認知症についての正しい理解と地域全体で患者と家族を支える体制整備が必要	医療資源の整備状況や介護との連携これまでの在宅・医療の取り組みを活かし各保健所(支所)単位の5地域	○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発
				○ 健康診査(特定健診)の受診の必要性について普及啓発

